

<p>商品名等 (電気用品名等)</p>	<p>会員制のジムに設置される冷水機について</p>
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能</p> <p>本製品は、ボトルセット台に500mlなどのボトルがセットされ、水道管直結の水が当該ボトルに注水される冷水機である。</p> <p>加えて、本製品は、例えば、会費が必要な会員制のジムに設置され、当該会員専用となっているもの。</p> <p>なお、この冷水機にはオプションとして、会員カード(注)専用のカードリーダーの装置を取り付けることも可能。</p> <p>注：紙幣・硬貨及び貨幣価値の機能を有しないカード</p> <p>○構造、仕様、意匠(例)</p> <p>定格：AC100V, 50/60Hz, 400W 給水方式：水道直結式 冷却装置を有している。</p> <p>○主な使用者、販売先</p> <p>会員制のジム等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品中、電動応用機械器具の「電気冷水機」として取り扱う。</p> <p>(理由)</p> <p>「電気用品の範囲等の解釈について」((最終改正)令和3年12月経済産業省)において、「紙幣・硬貨及び貨幣価値を有するもの(カード等)によって物品を販売するものは、「自動販売機」と解釈し、対象として取り扱う。」としている。</p> <p>しかしながら、会員制ジム内に設置される当該製品は、会員のジム利用に対する付帯サービスとして利用されるものであることから、会員制ジムの会費は、同解釈の「紙幣・硬貨及び貨幣価値を有するもの(カード等)」には該当しないと考える。</p> <p>このため、「自動販売機」には該当せず、特定電気用品以外の電気用品中の「電気冷水機」と取り扱うことが妥当。</p>	